

岩手県告示第830号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年11月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
小野寺内科循環器科	一関市末広一丁目4番40号	平成29年9月1日
一関病院訪問看護ステーションわかば	一関市大手町3番36号	平成29年9月7日
じゅん歯科クリニック	奥州市水沢区字桜屋敷西202番地1	平成28年11月1日
国民健康保険葛巻病院	岩手郡葛巻町葛巻第16地割1番地1	平成29年9月1日